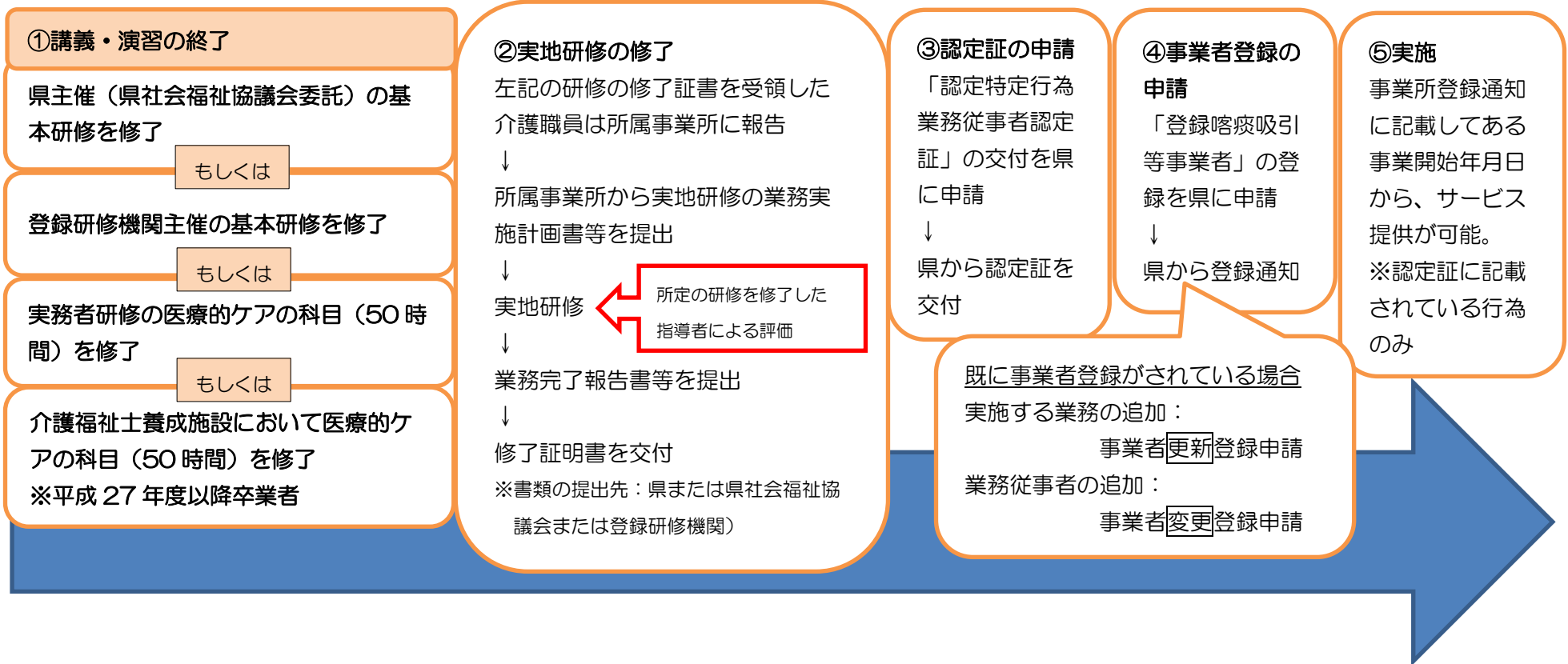


事業者登録をしなければ、介護職員が喀痰吸引等業務を実施することはできません。

(社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項、法附則第 20 条第 1 項)

< 喀痰吸引等の業務実施までの流れ >



<認定証交付申請>

所属事業所または実地研修修了者本人から県高齢福祉課に対して、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行う。

※実地研修修了証書の交付時に、所属事業所に対して、認定証交付申請の案内文書を送付する。

<事業者登録申請>

所属事業所から県高齢福祉課に対して、登録喀痰吸引等事業者の登録申請を行い、事業者登録を受ける。

※事業者登録をしなければ、喀痰吸引等業務を実施することはできません。

※既に登録がされている事業者において、実施する喀痰吸引等業務が追加となる場合は、事業者更新登録申請が必要。また、実施する業務に変更が無い場合も、業務従事者が追加となる場合は、事業者変更登録申請が必要。

介護職員が喀痰吸引等を実施するための条件

- ①認定証の交付を受けていること
- ②登録喀痰吸引等事業所に所属していること
- ③医師の指示と入所者（利用者）の同意があること
- ④看護師等との連携体制があること

※悪質な違反が認められる場合は、違反行為者に対して 30 万円以下の罰金が課せられます。

（社会福祉士法及び介護福祉士法第 53 条第 4 項、法附則第 23 条第 1 項）

○問い合わせ先

福島県高齢福祉課 TEL 024-521-7165

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kakutannkyuuin.html>